

令和 5 年 2 月 9 日付けで公示した隱岐海区漁場計画の一部を次のように改正する。

改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後	改 正 前
1 隱岐海区漁場計画を下記のとおり定め、公示する。 (1) 漁業権に関する事項 ① 定置漁業 ◎公示番号 定第51号～定第58号 [略]	1 隱岐海区漁場計画を下記のとおり定め、公示する。 (1) 漁業権に関する事項 ① 定置漁業 ◎公示番号 定第51号～定第58号 [略]
② 区画漁業 ◎公示番号 区第91号～区第322号 [略] ◎公示番号 区第323号 (ア) 漁場の位置 隱岐郡西ノ島町大字美田波止地先 (イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次 に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯 36 度 3 分 44.9 秒 東経 133 度 1 分 18.5 秒 イ 北緯 36 度 3 分 41.4 秒 東経 133 度 1 分 07.4 秒 ウ 北緯 36 度 3 分 53.4 秒 東経 133 度 1 分 01.5 秒 エ 北緯 36 度 3 分 57.1 秒 東経 133 度 1 分 12.6 秒 (ウ) 漁業の種類及び漁業時期 漁業の種類 第一種区画漁業（くろまぐろ小割り式養 殖業） 漁業時期：1月1日から12月31日まで (エ) 存続期間 令和8年5月1日から令和 10 年 8 月 31 日まで (オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権 (カ) 関係地区 隱岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田 (キ) 条件 (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を 妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できる よう必要な標識を設置しなければならない。 (3) この漁場の区域に設置する養殖施設は、以下の規模 を超えてはならない。ただし、その規模を超 えない範囲で、生け簀の形状、規格及び台数を変更す ることは差し支えない。 形状：円形 規格：直径 50 メートル 台数：3 台 (③) 共同漁業 ◎公示番号 共第40号～共第149号 [略]	② 区画漁業 ◎公示番号 区第91号～区第322号 [略] 〔新設〕 (ア) 漁場の位置 隱岐郡西ノ島町大字美田波止地先 (イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯 36 度 3 分 44.9 秒 東経 133 度 1 分 18.5 秒 イ 北緯 36 度 3 分 41.4 秒 東経 133 度 1 分 07.4 秒 ウ 北緯 36 度 3 分 53.4 秒 東経 133 度 1 分 01.5 秒 エ 北緯 36 度 3 分 57.1 秒 東経 133 度 1 分 12.6 秒 (ウ) 漁業の種類及び漁業時期 漁業の種類 第一種区画漁業（くろまぐろ小割り式養 殖業） 漁業時期：1月1日から12月31日まで (エ) 存続期間 令和8年5月1日から令和 10 年 8 月 31 日まで (オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権 (カ) 関係地区 隱岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田 (キ) 条件 (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を 妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できる よう必要な標識を設置しなければならない。 (3) この漁場の区域に設置する養殖施設は、以下の規模 を超えてはならない。ただし、その規模を超 えない範囲で、生け簀の形状、規格及び台数を変更す ることは差し支えない。 形状：円形 規格：直径 50 メートル 台数：3 台 (③) 共同漁業 ◎公示番号 共第40号～共第149号 [略]

2. 類似漁業権以外の漁業権

区第103号、区第245-2号、区第246-2号、区第272号、区
第275号、区第279号、区第282号、区第323号

(付記) [略]

2. 類似漁業権以外の漁業権

区第103号、区第245-2号、区第246-2号、区第272号、区
第275号、区第279号、区第282号、_____

(付記) [略]